

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成17年度に係る包括外部監査の結果に関する報告（平成18年鳥取県監査委員公告第6号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成18年10月10日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 上 村 忠 史
 鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

1 包括外部監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査結果	措置の内容
<p>1 鳥取県運輸事業振興助成補助金 社団法人鳥取県バス協会が支出している鳥取県観光連盟負担金は、補助対象経費となっていないにもかかわらず支出されている。 これは、以前は、鳥取県観光キャンペーン実行委員会があり、同委員会に対する負担金は補助対象経費になっていたが、同委員会が鳥取県観光連盟に統合された後も、同額の支出をしていたために発生したものである。 県からの補助金を会費として負担することは、バス協会をトンネルとした鳥取県観光連盟に対する補助金となり好ましくない。 鳥取県観光連盟に対して負担するのであれば、観光キャンペーンという特定の事項に限定すべきである。</p>	<p>鳥取県運輸事業振興助成補助事業全般について、平成19年度から見直す方向で協会と協議することとした。</p>
<p>2 制度融資 県は、適切に経済状況を把握・分析したうえで制度融資のメニューを作成し、それによって行われた融資が、当初の目的に照らし、どのような効果をもたらしたのか、適時適切に検証すべきである。 また、制度融資の各メニューについても、何故、実行率の高いものと低いものがあるのか、それらの分析を十分に踏まえたうえで新設や統廃合を行うべきである。</p>	<p>企業訪問やアンケートを通じて事業者の声を直接聞くほか、制度融資の直接の窓口である金融機関・商工団体・市町村や信用保証協会との意見交換を毎年実施するなどして効果や課題等を検証するとともに真に必要な資金へ随時見直ししてきた。 平成18年度制度融資においても、自立型経済への転換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点をおいた制度融資に全面見直しを行ったところであり、今後も自立化に向けた資金に随時見直ししていくこととした。</p>
<p>3 鳥取県中小企業高度化資金貸付金 (1) 保証人が死亡している場合、保証債務は相続人が引き継ぐことになるが、相続人の調査が行われていないところが多い。 (2) すでに、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、償却済債権として管理されている延滞先が3社あるが県では何の処理もなされていない。独</p>	<p>保証人本人又は相続人の存否、所在及び償還能力等について、公的資料やヒアリング等による調査のうえ情報を整理しているところであり、平成18年末までに一定の成果をまとめることとした。 保証人の現況等の再調査をした後、回収の可能性を検討し、その上で不納欠損処理をすべきか否かの判断基準の検討と併せて対応することとした。</p>

立行政法人中小企業基盤整備機構が償却処理するという事は、回収ができないと判断する相当の理由があったためと思われる。そういう延滞先を県では回収がまだ可能であるとするならば、その合理的根拠・具体的な根拠を明示すべきである。それができない限り不納欠損処分とすべきである。

(3) (2)の3社のうち現在も営業しているところが1社あるが、県は、平成10年を最後に決算書を入手していない。延滞先については、決算書を每期入手し、回収ができるかどうか判断すべきである。決算書がないとその企業の実態が判断できないし、本当に返済能力があるのかどうか判断できない。延滞先については、最低でも毎期の決算書(勘定内訳書及び税務申告書含む)を入手し、その内容について相手先に聞き取り調査をすべきである。

(4) 保証債務を否認している連帯保証人がいる。連帯保証人に対して、面談を申し込んでいるが面談を拒否されている。県には、公証人が作成した公正証書及び連帯保証確認書があるので、先方が保証債務をあくまで否認するのであれば、最悪の場合は法的手段に訴えてでも回収に努めるべきではないか。

(5) 安易に不納欠損処分にすべきではないが、本当に回収が不能と判断されたならば一定の基準を設けて不納欠損処分にすべきである。そうでなければ、回収がほとんど困難なものばかり残り、それに対する管理のためのコストがかかりすぎるのではないか。

4 財団法人鳥取県産業振興機構に係る貸付金

(1) 経営状況調査のあり方

財務内容について、利益率、回転率等の比率分析など比較的簡便な方法により検討されている。民間金融機関では不可能な、採算を度外視した信用調査を行うことに当制度の存在意義があるのであり、精緻なキャッシュフロー分析等、相当程度の信用調査を行うことが求められる。

(2) 小規模企業者等について

従業員数、経常利益額といった基準により、貸与対象者を画一的に定めている。直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下である企業が上限6,000万円の融資を受けるに際して、「経営基盤が脆弱」で「銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難である」と考えられるかなど、検討すべき余地があろう。

制度として運用する以上、一定の基準を設けることは必要であるが、中小企業に対する政策金融の趣旨に鑑みて、あくまでも最低限の条件として捉えるべきであり、Aゾーン(民間金融機関で与信可能なもの)とならない実質的な判断が求められる。

(3) 貸与決定のあり方

平成15、16及び17年度に開催された審査会に関する資料を査閲したところ、民間金融機関と同等の視点、すなわち、償還可能性の有無のみが検討されていた。他の民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか(Aゾーンでないこ

訪問、電話又は文書により決算書提出を求めているが様々な理由により未提出のため現在も催促しているところであり、今後、より厳しい姿勢で効果的な交渉を実施することとした。

改めて、主債務者及び当該保証人との面談や交渉を行うとともに、弁護士への法律相談等を行い、現状に即し最も効果的な回収方針や回収策を再検討し、必要な場合には適切な法的措置の執行も検討することとした。

管理コストのみならず公平性等の観点も踏まえ、整合性のある判断基準を慎重に検討することとした。また、債権管理の外部委託についても検討することとした。

財団法人鳥取県産業振興機構では、画一的・表面的な財務分析にとどまらず、キャッシュフロー分析、対象企業からのヒアリング、技術力評価等に一層注力し、実態把握の強化と目利き能力の向上に努めることとした。また、当機構の審査体制として、中小企業診断士及びマーケティングマネージャーを加えるなどして審査体制の強化を図ることとした。

個別事業者の経営基盤力や資金調達能力を計る絶対的数値基準の設定は困難と考えるが、政策金融としての設備貸与制度の意義、利用者の状況やニーズ、また信用補完制度見直し等の中小企業の資金調達環境の変化をも考慮のうえ、相応の判断方法等を検討することとした。

政策金融としての設備貸与制度の意義、利用者の状況やニーズ、また信用補完制度見直し等の中小企業の資金調達環境の変化を考慮のうえ、相応の審査方法等を検討することとした。

と) という視点に欠けている。

(4) 第三者保証人を一律に求めること

代表者に対して保証責任を求めることは、経営責任の自覚を促すためにも必要な措置である。しかしながら、制度上一律の条件として第三者保証人を求めていることは、民間金融機関が十分な信用調査等を行う代わりに担保を求めることと同等であり、政策金融の積極的な存在意義に反している。

民間金融機関は信用調査等を行う代わりに担保を求めて、担保提供できない中小企業には融資しない。担保を提供できるのであれば、政策金融でなくとも民間金融機関が融資する可能性が高い。十分な信用調査のうえで、結果として第三者保証を求めるのであればよいが、一律に第三者保証を求めるのであれば、実質的に民間金融機関の中小企業に対する融資行動と同等である。債権の保全を求めるあまり、制度自体の存在意義に反する結果となっている。

(5) 個別的な検討

ア A社

自己資本が充実しており(自己資本比率51パーセント)、金融機関と正常な取引を行っている。設備貸与制度による必要はない。

イ B社

自己資本が充実しており(実質的な自己資本比率77パーセント)、返済余力は十分認められる。当該設備貸与を行うよりも、民間金融機関との取引関係を構築するよう支援していくことが必要である。

ウ C社

従業員数20人以下の要件を満たす企業であり、国の制度(割賦販売)を利用している。自己資本1億1,900万円を有しており(自己資本比率47パーセント)、貸与額からみても返済余力は十分認められる。直近3事業年度の平均売上4億1,700万円、経常利益2,000万円の企業が2,500万円の融資を民間金融機関から受けることができないとは考えにくい。

エ D社

実質債務超過、メイン銀行による金融支援を受けている先に信用供与する必要はない。

少なくとも、企業の経営状況はメイン銀行が把握しており、採算面から信用調査等が十分に行われたい企業ではない。財団法人鳥取県産業振興機構が新たに調査したとしても、長きに渡り取引を行ってきたメイン銀行が把握している以上の状況は把握できないであろう。不良債権の可能性のある資産についての調査も不十分である。貸与の対象となる設備は、従前設備の老朽化に伴う更新によるものであり、技術の評価に長けた財団法人鳥取県産業振興機構が独自の判断をする余地は少ない。

結果として、メイン銀行の判断・評価に従っているだけであり、中小企業に対する政策金融としての存在意義はない。

利用者の個々の状況を考慮して対応できるような保証人条件への見直しを検討することとした。

個別的な検討で指摘された事項については、今後、以下のとおり改善することとした。

4の(3)に同じ。

4の(3)に同じ。

4の(3)に同じ。

4の(3)に同じ。

このような財団法人鳥取県産業振興機構の貸与は、貸与先・メイン銀行ともに歓迎されるものであろう。しかしながら、それは与信残高を圧縮したい金融機関の存在が前提となっており、間接的な金融機関の債権保全策として利用されているに過ぎない。仮に諸々の事情から償還可能と判断されたとしても、税金負担の上で貸与する必要はない。

オ E社

債務超過額が総資産額の50パーセント超となっており、資金繰りは相当厳しい状況にあると推察される。そのような中で、単に受注が上向いているため償還可能と判断することは早計である。どの程度の受注（売上）が見込めれば償還可能なのかという程度の問題を見極める必要がある。にもかかわらず、簡便なキャッシュフローの計算により判断していることは、十分な信用調査が行われているとはいえない。

カ F社

本来、短期の運転資金を融資する手段を持たない財団法人鳥取県産業振興機構は、企業の短期的な資金繰りについてまで融通することが制限される。支払猶予に応じることは、企業の短期的な資金繰りに融通するのと同様の行為である。設備貸与制度の本来の姿ではない。

仮に、中小企業支援の観点から、支払猶予という実質的な短期資金の融通を認めたとしても、少なくともメイン銀行が応じない段階で、支払猶予に応じるべきでない。

確かに、メイン銀行の残高1億5,300万円のうち信用保証協会の保証が付されているものが1億1,900万円あり、これを除けばメイン銀行と財団法人鳥取県産業振興機構の残高シェアは、ほぼ同等となる。だがしかし、そのような状況を加味しても、一方的に財団法人鳥取県産業振興機構のみが支払猶予に応じるような結果を招く措置は避けるべきである。

当初の支払猶予の申し出の際に、受注状況の把握、メイン銀行等への交渉の状況等、財団法人鳥取県産業振興機構としての検討が不十分である。この時点で、貸与先、メイン銀行を含めた対応方法の十分な検討がなされたと考えられず、対症療法的な支払猶予が行われたと言わざるを得ない。

支払猶予について、その間の金利（延滞利息等）を求めることなくなされている。さらに、平成17年6～9月分について、支払猶予を承認しなかったにもかかわらず未収となり、その後の一括回収により正常復帰している。貸与先企業の不誠実に対しては、厳然とした態度で臨むべきであり、これをもって「支援」と考えることはできない。未収となれば期限の利益を喪失し一括請求せざるを得ないこと、メイン銀行から短期運転資金の融資を受けること（メイン銀行には保証協会の枠が残っていたと推察される）等、貸与先企業に指導していくことが「支援」

経営状況の厳しい対象先については、政策金融としての設備貸与制度の意義を踏まえつつ、より精緻な実態把握と慎重な審査を行うこととした。

安易に支払猶予に応じることは厳禁であるが、真にやむを得ず且つ企業及び機構の双方にメリットがあると判断できる場合には、支払猶予等の措置が必要と考える。

なお、経営状況の厳しい対象先へは、より精緻な実態把握と慎重な審査に努めるとともに、メインバンクと連携するなどして改善に向けた支援をしていくこととした。

また、延滞督促については、違約金を請求する等して従来以上に厳格に対応していくこととした。なお、支払猶予期間の利息については請求して、払い込まれた。

である。

結果として、当事者の中で唯一、財団法人鳥取県産業振興機構のみが本件のリスク・コストを負担している。貸与先企業を支援するのみならず、民間の金融機関までを支援する必要はない。また、貸与先企業にとって、金利負担のない「便利」な金融機関となる必要もない。

債権管理とは、貸与先企業の強い要望と民間金融機関の厳しい態度の狭間に立たされる非常に困難な作業である。一方、財団法人鳥取県産業振興機構が行う当該設備貸与制度は、税金負担のもとで実施されるものである。その中で、財団法人鳥取県産業振興機構として「なすべき支援」と「なすべきでない支援」を明確にし、最小の経費で最大の効果を求めていく必要がある。

2 包括外部監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査結果	措置の内容
<p>1 鳥取県運輸事業振興助成補助金</p> <p>この補助金の目的は、要綱の第2条で「県内の貨物運送事業者及びバス事業者の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の確保等を促進し、公共の利便の増進に寄与することを目的として交付する」と明示されている。</p> <p>この目的に照らしてまず疑問に思われるものは、輸送秩序確立対策会議費である。輸送秩序確立対策会議費の内容を見ていくと、その中身は、通常総会開催費、理事会開催費、各地区協議会開催費及び出席旅費となっている。また、通常総会費の補助簿を閲覧すると、驚くことに中部及び西部の会員の送迎バス代まで計上されている。輸送秩序確立対策会議費は、いかに輸送秩序を確立し、事故防止に役立terかが本来の対策費であると思われるが、実際に補助金を使っているのは、どの業界でも開催している総会、理事会に要する費用であり、補助金の趣旨からはズレていると思われる。そうであるならば、これは協会の会費でまかなわれなければならないものであり、トラック協会の補助対象経費として補助金でまかなわれるのはおかしいのではないか。バス協会にあっては、補助経費の対象とされていない。</p> <p>次に疑問に思われるのは、人材育成開発推進事業費である。人材育成開発推進事業費の構成は青年部全国大会研修費、中国ブロック青年部協議会、鳥取県青年部、霊柩事業部会、安全運転研修助成となっており、その内容は研修会並びに協議会の参加費及び旅費が主なものである。これらは、基本的には研修に参加する者が利益を享受するものであるから、受益者負担の原則からして、研修会に参加する人が費用を負担すべきではないか。また、協会を代表して参加するというのであれば、協会が自己の資金で負担すべきであり、補助金の対象にすべきものではないと思われる。これについても、バス協会にあ</p>	<p>総会、理事会に対する費用については、平成18年度から補助対象外の方向で見直しを行うこととした。</p> <p>その他の事業についても補助対象外とする方向でトラック協会及びバス協会と協議することとした。</p>

っては、補助対象経費とされていない。

さらに、運行管理者講習受講助成費及び運転者適性診断受診助成事業費についても、本来は、その会社なり、個人が負担すべきものではないであろうか。

今回の包括外部監査では、補助金はその交付要綱に沿って支出がなされているため監査結果としては問題がないと思われるが、補助金の交付要綱に定める補助対象経費について、もう一度補助金の目的に沿って見直すべきではないかと思われる。

運輸事業振興助成補助金は、昭和 51 年度の税制改正における軽油引取税上昇に伴い設けられた制度であつても、その原資が県民の税金であることを考えると、当該補助金は、トラック協会のためでなく、その背後にいる県民の利益になることを考えて支出すべきである。

知事も平成 15 年 12 月定例県議会において、鳥取県の実情に基づいて自主的に決定すべきと答弁されているように、もう一度補助金の目的に沿って補助対象経費を考えるべきである。

2 商工会及び商工会連合会

小規模事業者数の数に比して、経営指導員の人数が多いところがある。また、300 人をちょっと超えるぐらいで経営指導員の数が 2 人設置してあり、非常に非効率的に見える。

しかし、商工会は、平成 12 年度より県下 9 つの協議会を設置して、広域的に活動している。

そして、平成 19 年には市町村合併に合わせて、さらに県下を 5 つのセンターに分け、そこに経営指導員を配置し、より高度で専門的な業務のサービスを行い、業務の効率化を図ろうとしている。

このことは、激変する時代に商工会が取り残されないためには必要なことであると思うが、商工会の背後にいる本当の小規模事業者のニーズとかけ離れていくのではないだろうか。経営指導員の本来の業務は小規模事業者に対する経営指導であり、経営指導員の業務をあまりにも経営革新等の専門的なサービスに限定すると本当の小規模事業者の切捨てになっていきかねない。広域的なサービスセンターを設け、専門的なサービスを提供し、業務の効率化をすることは非常によいことであると思うが、あまりに効率化を追及すると弱小事業者の切捨てになりかねない。商工会の会員及びそれに携わっている会員は、小規模事業者のなかでも比較的に大きい業者であると思われる。現在の補助金の目的は小規模事業者等の経営支援であり、商工会の会費も負担できないような事業者もいることを忘れてはならない。

商工会議所又は商工会の青年部若しくは女性部に対して研修会の参加に係る補助金が出ているが、これは受益者負担の原則からいうと参加者が自ら負担すべきでないか。現行では、補助金の交付要綱に記載してあるため問題はないが、交付要綱の見直しが必要と考える。

若手後継者育成事業で、商工会青年部、女性部合わせて約 1,400 万円、商工会議所 600 万円が支出されている。この補助金は、商工会、商工会議所等に

商工会において平成 19 年度から導入予定の新たな組織体制は、各商工会単位では限られる経営支援の人材やノウハウ等を広域的に連携することで、地域の小規模事業者からの多様かつ専門的なニーズに一層対応するためのものであり、今後も小規模事業者に対する経営支援を基本としていくこととした。

青年部、女性部の研修会参加への補助金については、青年部等の代表者が中国地区や全国レベルの研修会へ参加して各部会活動の活性化や次代を担うリーダーとなることを期待して補助してきたところである。平成 18 年度から交付金化したことから、今後は商工団体において自主的に企画・実施した事業が、真に後継者育成や地域振興に還元されるものであるか事後評価をしっかり行い、次年度以降に反映させていくこととした。

入っている若い経営者に対しては補助金を出して、入っていない人には「自己負担で研修しろ」ということでありおかしいと言わざるを得ない。研修は自らが行うものであり補助金をもらってやるものではない。

3 鳥取県中小企業団体中央会

商工会・商工会議所のところで述べたように、補助金は交付要綱に沿って支出されているが、受益者負担に帰すべきと思われる費用がある。組合情報化推進研修事業の内容は、パソコンを活用した経営分析等の内容であり、これもやはり補助事業ではなく受益者負担にすべきものである。

補助金全体で共通することは、補助金を出すことによって「甘えの構造」を助長し、協会及び企業の自立を阻害している面があるのではないかと。例えば、どの協会でも研修等を充実させようと思えば、自前の会費収入からすればよいのであって、補助金を当てにすべきでない。本当に社会（県民のため）に役立つような研修であれば、その効果をきちんと示すべきである。一部で盛り上がっているようでは、とても社会に役立っているとは思われない。県民の血税を原資とする補助金を出す価値がないと思われる。また、県も補助金をカットすることばかり考えず、本当に必要な補助金については削ることではなく出すことを考えなければならない。

商工労働部の補助金は、県が達成しようとする政策を明確にし、それに対して補助金を出すようにしなければならない。また、それに合わせて、補助金が県の達成しようとする政策に、どのように効果があったのかを測定できなければ補助金の垂れ流しになってしまう。そのようになれば、県民の貴重な税金を無駄にしてしまうことになる。そのようにならないためにも、補助金の効果を測定できるようなシステムの構築が必要になってくると思われる。そうすることによって、初めて県民の税金が有効に使われるようになるのではないかと。

4 貸付金

(1) 中小企業政策の再検討について

制度融資のメニューが総花的で、かつ利用するメリットが薄く広いため、「雇用の創出」と「産業の振興」を図るために、十分に的が絞れていない。

例えば、小口無担保保証融資は、融資の実行率が90パーセントを超え、実行件数1,298件、実行額も90億円を超える最大の制度融資である。しかし、1件あたりの平均融資実行額は約700万円であり、民間金融機関における市中金利との格差を1パーセントとすると、制度融資を利用することの1件あたりのメリットは年間約7万円ほどである。

平均して約7万円のメリットを1,298件の事業者に対して提供することに、どれほどの効果があるのか疑問である。

小口資金の対象者の範囲は極めて広い反面、貸付限度額は1,250万円から1,500万円までと低く設定しており、1万円でもメリットがあればよい

組合情報化推進研修事業については、情報化を一層促進するために補助してきたところであるが、平成18年度からは受益者負担を導入した。平成19年度から中小企業団体中央会に対する補助金も交付金化する予定で、当会主体で立案や実施する事業が組合及び組合員の自立化のために成果を挙げているか事後評価により検証していくこととした。

県の商工政策の目的は「雇用の創出」と「産業の振興」であるが、それを実現するための中小企業へ対するアプローチは、「企業の自立に向けた支援」である。企業の自立化支援のあり方の中も、経済情勢や環境、又は業種や業態などによって様々であり、セーフティネット機能を必要とする対象（不況業種等）もあれば、育成すべき対象（新規参入型企业等）もある。

しかし、平成16年度制度融資においては、資金メニューも多く、信用保証の必要のない企業も融資の対象としていたため、制度融資の政策目的が薄れていた部分は否めなかった。

そこで平成18年度制度融資においては、自立型経済への転換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点を置き、資金メニューも18種類から11種類に統廃合するなどメリハリのある制度融資に全面見直しを行った。

と考える業者が、気軽に使っているだけではないのかと思われる。対象となる事業者の条件も広く、ただ小さいという理由で制度融資が受けられるのであれば、そこには事業者にとってこれといった動機付けが働かない。

この制度融資からわかることは、鳥取県が中小企業政策を極めて曖昧に考えているということである。すなわち、育てるべき対象なのか、保護すべき対象なのか、明確になっていないのである。商工労働政策の目的（「産業の振興」と「雇用の創出」）を考えると、県内企業の競争力を将来にわたって維持ないし向上させる必要がある。そのための政策として、わずかな低利融資のメリットを薄く広くばらまく政策が果たして有効なのか否か、十分に検討することが必要である。

鳥取県の経済が長期にわたって低迷している背景には、県内の企業が県外の有力企業に比較して競争力が落ちている実態がある。国や自治体の財政悪化により、公共工事が減少の一途を辿る中、必要なのは県内に資金を呼び込むだけの競争力を持った産業を育成することである。

しかし、現状の制度融資はわずかな利息補助を薄く広くばらまいているだけの結果となっており、そこに「県内の企業に競争力をつけさせる」という明確な意図は見えない。中小企業経営者にとって、低利によって融資を受けられることが当然の制度であると思われると、メリットを享受しているという意識が薄れ、制度融資を積極的に業績向上に活かそうという意欲も薄れる。そうになると、当初に県が意図した「雇用の創出」や「産業の振興」に役立っているとは言いがたいところである。

もっとも慎重に検討しなければならないことは、こうしたばら撒き型の政策が、「中小企業対策」といいつつ、単なる「保護政策」に堕していないかどうかということである。そうであるとすると、こういった政策が中小企業に緊張感の欠如を招き、ひいては地場産業の競争力の低下を招いたのではないかと考えられるのである。

低利による融資を受けられれば、経営者にとってありがたくないはずはない。しかし、制度の利用者からありがたがられることをもって、政策として有効であると考えるのは早計である。保護産業が競争力を失う事例は枚挙に暇がないように、中小企業の保護政策がかえって県内企業の競争力を奪ってはいないか、それについては慎重な検討が望まれる。

問題なのは鳥取県がそのような分析を行うことなしに、過去から漫然と制度融資という政策が続いていることである。薄く広くメリットを享受できる制度は、事業者の側から賛同を得やすい反面、効果に疑問があることも多い。限られた予算を有効活用するためには、現状の把握と分析を適切に行い、目的にかなった政策のメニューを企画立案することが必要である。

- (2) 県が政策に責任を持てる体制の構築について
預託方式による制度融資によって、鳥取県が信

県が信用リスクをとることは、政策の有効性を保つ

用リスクを直接とっていないことが、政策の有効性を弱めている。

預託金方式による場合、融資の財源の一部を市中の金融機関に対して普通預金として預託し、それぞれの金融機関が独自の審査を行ったうえで、資金が企業に貸し付けられる。

鳥取県は預託先である金融機関の信用リスクを負うが、最終利用者である中小企業者の信用リスクを負うことはなく、信用リスクは市中の金融機関が負っている。制度融資を実行するに当たり、金融機関が信用リスクを負えないと判断した場合は、保証協会による信用保証を求めることになるが、その場合は保証協会が審査を行って保証を付けるかどうかを判断し、そこで保証を行えば、信用リスクは保証協会が負うことになる。

つまり、県は制度融資を実行するための形式基準だけを提示し、あとは資金を預託するだけで、実質的な企業の信用に関する審査は金融機関、あるいは保証協会が実施しているのである。そのため、制度融資が実行されることによって、県が当初に意図した効果が発現するか否かは、外部の金融機関の融資姿勢次第ということである。言い換えると、肝心な事業者の選別については、県が政策の実行に絡む余地はなく、政策実行の主導権は金融機関が握っていることになる。

そうすると、資金を必要としている業者が今どんな状況におかれているのか、県は現場の重要な情報を把握できず、政策の立案に当たって必ずしも効果的でない政策を立案してしまうことになりかねない。

また、信用リスクをとる金融機関にとっては、通常の融資と同じレベルの審査が必要であり、政策の効果は優遇金利を提示することだけに留まっている。しかも、昨今のような低金利の時代においては、優遇金利を謳い文句にした制度融資の有効性は限定される。逆に言うと、仮に金融機関が融資できない事業者の中に有望な融資先があったとしても、金融機関が審査を行う以上、そこに資金が行く余地はない。制度融資そのものの意義がどこにあるのかが問われるところである。

(3) 民間金融機関との役割分担と県の説明責任について

制度融資を通じて、市中の金融機関とどのようにして役割分担を行い、金融の円滑化に寄与しているのか不明である。

県内の「雇用の創出」や「産業の振興」を図るためには、金融機関が信用リスクを判断できず融資できない先、特に新創業の貸出先に円滑に融資できるかどうかは一つの課題である。新規にビジネスを起こした企業は、まだ実績がないゆえ将来性を判定するのが困難であり、金融機関が融資を実行しようと思えば、信用リスクをカバーするために担保や保証人を必要としてしまう。

しかし、現状では、そういった事業者の与信審査についても金融機関に委ねているため、県が当初に意図した事業者に資金が行き渡るかどうかは

一手段ではあるが、信用リスクを取らない制度融資であっても、金融機関や信用保証協会と協議及び連携して設けているものであり、金利の引き下げや積極的な保証承諾により、創業や新規事業への展開や事業再生に導く有効性を保っている。

なお、自立した産業構造への転換に向けた企業育成の観点から、やる気と能力ある企業の自立への誘導に対し、県として積極的に関与していくべきと考えており、平成18年度制度融資においては、技術力、将来性等を産学金官連携で目利きするとともに、金融機関、信用保証協会及び県が各1/3リスク負担（損失補償）することにより、意欲と能力ある企業の自立支援を行う資金を創設したところであり、平成19年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

本来、企業は行政機関が関与しない資金調達できる環境がベストであるが、民間金融機関が担保や保証人に偏らない融資や資金調達手法の多様化への取り組みなどの途上で、中小企業の資金調達環境の完全な整備に至っていない現段階においては、県制度による金融の円滑化が必要である。

制度融資は、小規模企業支援、新規創業支援、再生支援などを目的に、金融機関や信用保証協会と協議及び連携のうえ制度設計し、金利の引き下げや積極的な保証承諾を図ることにより金融の円滑化に寄与している。

県としては、自立した産業構造への転換に向けた企業育成の観点から、先導的な役割を果たす先進モデル的な企業への支援や、やる気と能力ある企業の自立へ

金融機関次第といえる。

金融機関が融資は可能と判断できる貸出先については、理論的には制度融資を利用しなくても融資を受けることは可能であり、逆に金融機関が融資は不可能であると判断すれば、理論的には制度融資も不可能である。つまり、制度融資は金融機関が融資できる貸出先に対して、追いかけるように低利融資を提供する制度なのであり、金融機関が貸出しできない先に対して、金融の円滑化を図る制度ではないのである。

そこで、金融機関は保証協会付きの制度融資に切り替えて融資を実行しようとするが、そういった案件について保証協会が保証を行うと、金融機関は信用リスクを回避でき、利息収入を信用リスクなしで享受できる一方で、信用リスクは保証協会に移転し、保証協会の運営費の一部を補助金として負担している鳥取県は間接的にその信用リスクを負っているのである。

金融機関がその審査機能によって与信できない事業者を保証協会が保証するためには、本来的には金融機関の審査機能を上回る精度をもった審査機能を持ち合わせていなければならないことになる。そうしないと、貸倒れの危険の高い事業者を保証することになる。

これは、制度融資の抱える矛盾である。

鳥取県が制度融資を通じて果たすべき役割を的確に見極めて、目標を明らかにした上でメニューを設定しないと、県がリスクをとることについて説明責任を果たすことはできないのである。

(4) 時代背景や状況に応じた政策の企画立案について

戦後の高度成長時代においては、特定の産業を優先的に育成するために資金調達を重点的に配分する傾斜配分政策が行われ、限りある資金の有効活用がなされていた。その後、安定成長の時代に入ると徐々に公平性重視の政策に変わり、広く薄く資金を提供する制度融資の役割が高まった。それからバブル経済の崩壊後、未だ地方経済は長期の低迷を脱出できずにいるが、商工労働政策に安定成長時代の名残が今でもあることが果たして良いのかどうか検討することが必要である。

特定の産業が活性化することによる経済波及効果を考えれば、ある特定の産業を優先的に育成することも行政の施策としての意義は十分に認められる。むしろ公平性を過度に重視しすぎ、目的が未達成に終わることのリスクに十分な注意を払う必要がある。

どんなに公平性にこだわったとしても、そもそも公平の定義があいまいであり、支出の公平性にこだわれば、かえって効果が低くなる可能性が高い。努力の有無にかかわらず、一定規模以下であることを理由に優遇金利が処遇される場合、それを公平といえるのかどうかの判断は難しい。

しかし、どの道、公平性を確保することは難しく、そうであるならば、これからの鳥取県経済の基盤整備に努めるべく、例えば県外からの資金流

の誘導に対し、県として積極的に関与していくべきと考えている。

平成 18 年度制度融資においては、技術力、将来性等を産学金官連携で目利きするとともに、金融機関、信用保証協会及び県が各 1/3 リスク負担（損失補償）することにより、意欲と能力ある企業の自立支援を行う資金を創設した。平成 19 年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

県内の産業構造は、下請けや公的支出への依存度が高く、それらに左右されない付加価値の高い自立した産業構造への転換が必要である。

平成 17 年度から「鳥取県経済政策の活動指針」を作成、適宜改定するとともに、平成 18 年度予算においては、産業界を担う人材の育成や積極的な企業誘致及び電機や食品などの基盤産業の集積、発展など自立型経済構造への転換を目指した取り組みに重点化したところである。

制度融資においても、平成 18 年度は、自立型経済への転換に向け、やる気と能力ある企業の自立及びセーフティネット機能に重点をおいたメリハリのついた制度融資に全面見直しを行ったところであり、平成 19 年度においても、自立化支援など方向性を持った資金に見直していくこととした。

入をもたらすような効果に的を絞った政策を試みるなど、政策にはっきりとした特徴を出すことが必要である。

そのような観点から、制度融資という産業支援策が時代にあっているのかどうか、しっかりと検討していただきたい。

(5) 情報の収集と分析能力の向上について

県内外の経済情勢について、情報の収集機能と分析力が貧弱である。

鳥取県は政策を企画立案するにあたって、内閣府の発表する「月例経済報告」や経済産業省が発表する「大型小売店販売概況」など、多数の経済指標を入手しており、その中には県統計課が作成する「鳥取県鉱工業指数月報」や民間の調査機関が公表している倒産情報なども含まれる。

情報元はこのように外部機関頼みとなっていて、入手した統計情報によって鳥取県の大まかな経済動向を把握することは可能であっても、もう一步踏み込んで、実態を把握し分析することまでは行っていない。

したがって、収集した情報が政策の企画立案に役立っておらず、あるいは役立たせるために必要な情報に加工されていないため、全く活かされていない状況である。

何のために情報を入手するのかをよく検討し、鳥取県が実行する商工労働政策が的確に効果をあげられるように、独自の情報収集機能を持つか、あるいは県の内外の関係各機関と連携して実態把握に努めることが必要である。

5 鳥取県中小企業高度化資金貸付金

現在の保証人の状況をすべて精査すべきである。保証人が既に亡くなっているケースも多いが、保証債務は相続財産の一部であることを考えると、相続人すべての調査を今一度する必要がある。この場合、時間を区切り、人員を配置して短期間にやらないと、同じような繰り返しになる。そして、一定のルールを設けた上で、回収ができないと判断したならば、速やかに不納欠損処理すべきである。

危機感を持って、処理スピードを上げるべきである。連帯保証人になったことを否定している企業とのやり取りを見ても、相手方と最初に接触したのは平成元年であり、次に平成6年、平成15年、平成16年に接触している。そして、相手方は保証債務を最初のときより否認しており、以来一貫して否認している。保証債務の否認という重大事を、このようにのんびり構えていてよいのだろうか。このような問題は時間が立つとますます解決が困難になる。

平成15年に弁護士に法律相談を行って、保証債務確認訴訟を提起することは意味があるという回答ももらっているが、現在も検討中である。

6 中小企業に対する政策金融の存在意義の明確化

市場原理が強く働く「金融」という世界の中で、公的な目的を実現することは非常に困難である。監査の結果で指摘したような副作用、すなわち、民間

従来、主にマクロ的な指標（求人倍率、月例経済報告等）を用いながら経済情勢を分析するとともに、情報収集も関係商工団体を通じて行ってきた。

平成17年度からは、これまで以上に積極的な企業訪問を行い、現場の声を積極的に拾い上げ、個別の産業や企業の実態把握に努めるとともに、より具体的で実効性のある施策を展開してきたところである。今後も更に、関係機関との連携強化による実態把握、分析能力の向上に努めることとした。

保証人及びその相続人状況等の調査に重点的に取り組み、個別事情を考慮した適切な対応方針を策定のうえ対処していくこととした。

利用者のニーズ、信用補完制度の見直し、民間及び政府系金融機関の担保や保証に偏らない融資への取組等の状況を踏まえ、各種の改善策を検討することとした。

金融機関の保全の手段、単に民間金融機関よりもコスト等が有利であるとの判断に基づく利用、民業圧迫といった事態を招く可能性は高い。単にリスク・リターンを判断すればよいという民間金融機関とは、自ずと視点が異なるはずである。中小企業に対する政策金融の存在意義を、いま一度明確にする必要がある。

一方で、監査の結果に記載したように、近年、設備貸与制度の利用が極めて少なくなっている。貸し渋り、貸し剥しといったことが言われた時代に比べると、半減以下である。今回査閲した貸与先の中には、中小企業に対する政策金融として適切でないもの、すなわちAゾーン（民間金融機関で融資を受けること）、Dゾーン（民間金融機関の保全手段として利用されている）と考えられるものが相当数見受けられた。これらを除けば、本来の政策目的に適う貸与先は、今以上に減少することになる。

採算にあわないものとして十分な信用調査等を受けることもなく融資を断られる中小企業は、県内でも相当数あるであろう。しかしながら、そのような企業が、設備貸与制度（割賦販売、リース）といった資金需要を持っているとは限らない。むしろ、比較的短期の運転資金などを必要としているのではなかろうか。それが、そのようなメニューのない設備貸与制度の利用が低迷している原因の一つと言えよう。

設備貸与制度は、中小企業に対する「金融的な支援」と「設備の近代化、合理化等を推進する誘導的な支援」が同時に盛り込まれた制度と言えよう。二兎を追っていることが、制度の利用率を低めているのではなかろうか。異なる目的は、異なる手段によって実現を図る方が、より大きな効果を生み出すように思われる。

中小企業に対する政策金融の存在意義を明確化するためにも、設備貸与といった中期の設備資金に加え、運転資金というメニューを追加し、民間の金融機関並みの総合的な金融業務を行うことが求められよう。その場合、少なくとも今以上の信用調査、モニタリングあるいはコンサルティング能力が求められることは言うまでもない。あるいは、より純化して考えると、現実の融資は行わず、指導・支援に徹して、中小企業と民間金融機関の橋渡しとなることも考えられよう。

た。